

重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人津田福祉会
所在地	香川県さぬき市津田町津田 2207 番地
代表者名	理事長 渡邊 三洋
連絡先	(電話) 0879-42-1150 (FAX) 0879-42-1153

2. 事業所の概要

事業所名称	さわやか荘訪問看護ステーション
事業所番号	3760690036
所在地	香川県さぬき市津田町津田 2207 番地
管理者名	穴田 美知子
連絡先	(電話) 0879-42-1150 (FAX) 0879-42-1153

3. サービス提供地域

さぬき市津田町及び事業所から 15km 以内の区域とする。

4. 本事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者(看護師)	1 名	
看護師・准看護師	4 名	0 名
作業療法士・理学療法士	1 名	1 名

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 *24 時間対応体制あり [休日] 日曜、12 月 31 日～1 月 3 日
----------	--

6. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

社会福祉法人津田福祉会が開設するさわやか荘訪問看護ステーション(以下、「事業所」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、看護師、理学療法士、作業療法士(以下、「看護師等」という。)が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護・要支援状態にある者の自宅を訪問し、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営方針

- ①事業所の看護師等は、要介護・要支援状態になった場合においても、居宅において、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すために療養生活を支援します。
- ②事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

(3) その他

事項	内容
訪問看護計画の作成および事後評価	看護師等が、ご利用者の直面している課題等を評価し、主治医の指示、ケアプラン及び利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、書面（サービス報告書）に記載して、利用者に説明した上で交付します。

7. サービスの内容

訪問看護の教育を受けた看護師等が自宅までお伺いし、以下のサービス内容を実施します。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭及び洗髪等による清潔の保持
- ③ 褥瘡の予防・処置
- ④ ターミナルケア
- ⑤ カテーテル等の管理
- ⑥ リハビリテーション（関節拘縮予防、筋力・体力・バランス改善、知的能力の維持改善）
- ⑦ 食事（栄養）・排泄等の指導管理
- ⑧ 療養生活や介護方法等の指導
- ⑨ 認知症患者の看護
- ⑩ 医師の指示による医療処置
- ⑪ 緊急時の随時相談・訪問、主治医への連絡相談

※⑥リハビリテーション中心のサービスを行う場合には、訪問看護業務の一環として看護職員の代わりにリハビリスタッフが訪問しサービス提供を行います。訪問看護計画書及び報告書等は看護職員と協同で作成します。

8. 利用料 利用料については、別紙「訪問看護利用料金表」に記載します。

- ①利用料として介護保険法第 41 条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いまたは、医療保険料金規定に基づく費用をご利用者から受けるものとします。

②利用料等のお支払方法

毎月 10 日までに前月分の請求をいたします。支払方法は、口座引き落としとなりますが、事情により、現金、口座振り込みも行えます。

9. サービス内容に関する苦情等相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所相談窓口	窓口責任者:管理者 穴田 美知子 利用時間:午前 8:30 より午後 5 時 30 分まで 利用方法:面接、電話、苦情受付等 電話 0879-42-1150 FAX 0879-42-1153 苦情受付箱 玄関受付窓口に設置
-----------------	--

また当事業所では、皆様からの相談・苦情に対し公正に対処するために中立的な立場の第三者委員を設置しています。

第三者委員	池田 英範	津田町 電話 0879-42-3452
	國方 光廣	津田町 電話 0879-42-5031

上記以外の公的機関においても、次の機関において苦情申出ができます。

機関名	電話番号
香川県国民健康保険団体連合会	087-822-7436
さぬき市福祉事務所介護保険課	0879-52-2516
上記市以外にお住まいの方	お住まいの市町村役場へ

10. 緊急時等の対応方法

サービス提供中に、ご利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかにご利用者のご家族、主治医、救急機関、居宅介護事業所等に連絡します。

11. 事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関は搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者のご家族、居宅介護支援事業所、ご利用者がお住まいの市町村等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、所定の手続きを経て損害賠償します。

12. 秘密の保持について

- ① 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドラ

イン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

- ② 事業所の職員は、その業務上知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後及び職員でなくなった後も同様に継続します。
- ③ ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用います。

13. 高齢者虐待防止について

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修を通じて、人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- ② 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

14. ハラスメント対策について

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者または家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

14. 利用時間変更の依頼

天災、交通事情、事故、緊急時、不測の事態などにより本来行われるべきサービス提供時間の変更を依頼する場合があります。

15. ご利用者へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と医療保険証または、マイナンバーカード、その他公費類認定証、居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票等、必要に応じて提示して下さい。